



第2章 羽幌町のめざす環境



羽幌小学校2年竹組 佐々木理沙さんの作品「50年後の羽幌町」



第二章 羽幌町のめざす環境



I 環境に対する新たな取り組みの必要性

1992年にブラジルで開催された「地球環境サミット」以来各方面で話し合いが進められ、1997年に京都で開催された「地球温暖化防止京都会議」で採択された「京都議定書^①」が2005年2月に発効しました。「環境の世紀^②」を生きる私たちは、この動きを単なる掛け声で終わらせてしまふのではなく、多くの人々が環境の世紀に生きていることを実感でき、真に持続可能な社会の実現に向けた、新たな取り組みが必要です。

そのような取り組みを始めるに当たり、まず住民、事業者、観光客、町といった各主体^③の間の緊密なコミュニケーションを土台にした、羽幌町のめざす環境に関する合意形成が必要です。その結果、共通認識に基づくパートナーシップが築かれ、協働により持続可能な地域社会を創造できるならば、それは、我が国だけでなく世界に波及し、地球規模で貢献することになるでしょう。

例えば、私たちの普段の生活形態そのものが、地球温暖化や廃棄物問題などの環境問題の一因となっている面もあります。従って、持続可能な社会の実現に向けて、私たちは一人ひとりが環境について考え、暮らしぶりを見直すとともに、多くの人と話し合い、情報を共有し、そして自主的に具体的に行動していくことが必要です。

① 京都議定書…p.93参照

② 環境の世紀…平成16年版の我が国の環境白書の中では、『21世紀は、環境の持つ価値を重視し、環境と共に生きる「環境の世紀」にしていかなければなりません。』『私たち一人ひとりが行動することで、環境の世紀に新たな可能性が開けます。』と述べられている。環境を意識した価値観と行動をもってはじめて、環境と共生できる時代となることを示唆している。

③ 主体…本計画では、環境に対する取り組みの内容に応じて分けられるグループ（住民、事業者、行政等）をいう。



2 羽幌町のめざす環境

私たちは便利さや効率性だけを追い求めるのではなく、暮らしの中で環境負荷を継続的に低減し、自然に学び、自然のしくみを再認識し、自然とともに生きることが求められています。このような生き方の結果として、羽幌町のめざす環境、すなわち「豊かで質の高い環境¹」を未来の子どもたちに引き継ぐことが出来ます。

その上で、住民・事業者・観光客・町による環境への負荷を少なくするための取り組み、環境に配慮した節度ある暮らし、事業活動の実践といった宇宙船地球号²の一員にふさわしい振る舞いが住民に定着し、羽幌町の文化として根づくことによって、「豊かで質の高い環境」が確保されることをめざします。

3 「豊かで質の高い環境」を実現するための各役割

住民、事業者、観光客、町の連携のもとに、それぞれの役割を果たすことを前提とし、「豊かで質の高い環境」を実現するために、各主体が果たす役割を以下のように定めます。

住民の役割

住民は、ライフスタイル³の見直しで環境負荷を減らすと共に、環境保全や環境まちづくりへの積極的な関与など、様々な活動に取り組みます。

- ① ライフスタイルを見直し、日常生活の中で省エネルギーやごみの減量など環境負荷の低減に努めます。
- ② 身近な自然・動植物の保全活動や環境まちづくりなど、様々な面で環境の保全及び活用・継承に主体的に取り組みます。
- ③ 環境の分野で自主的に活動している住民団体・各種民間団体の取り組みに積極的に参加します。
- ④ その他、様々な活動を通じて、環境の保全及び活用・継承に取り組みます。

1 豊かで質の高い環境…公害の防止、自然環境の保全はもとより、生態系が保全され、かつ清浄な水や大気、身近な緑や自然・動植物との豊かなふれあいが確保され、歴史的・自然的遺産や景観が適正に保全されている状態。

2 宇宙船地球号…アメリカの経済学者ケネス・ポールディングらが提唱した、地球を宇宙船になぞらえた考え方。宇宙船内の資源は有限であるため、廃棄物やエネルギーを循環させるシステムが機能しなければ、生態系が崩れてしまう、とされる。

3 ライフスタイル…生活様式。日常生活を過ごす上での考え方。私たちが日常生活を通じて環境への負荷を発生させていることを認識し、エネルギーや資源を無駄にしない生活様式を確立することで、環境負荷の低減につながる。



事業者の役割

事業者は、持続可能な社会の実現のため、事業活動の発展と環境の保全及び活用と継承との両立をめざします。

- ① これからも法令等を守り、公害の防止、循環型社会の形成、エネルギーの有効利用、産業廃棄物の発生抑制等、環境に配慮した事業を心がけます。
- ② 分野を問わず新たな事業を行う際には、環境に配慮したものとなるよう心がけます。
- ③ 地域の環境活動への参加・支援などに自主的に取り組みます。
- ④ 消費者である住民や町、観光客と協働し、地域の環境への取り組みに積極的に貢献していきます。

町の役割

町は住民・事業者それぞれの立場の環境に配慮した取り組みを率先して行なうとともに、庁内各部署に浸透させ、行政活動にも適用した上で、次のような役割を果たします。

- ① より効果的な取り組みとなるよう、主体間の取り組みを調整します。
- ② 住民・事業者が取り組みに参加しやすい仕組みや支援制度等の整備を行ないます。
- ③ 適宜、環境学習・環境教育を実施します。
- ④ 国、北海道や近隣市町村等との共同の取り組みを行ないます。
- ⑤ その他、環境関連施策を実施します。

観光客の役割

羽幌町には、「豊かで質の高い環境」を体感し享受することを目的として、毎年多くの観光客が来訪します。今後も引き続き多くの来訪者を受け入れるには、住民・事業者・町の全てが羽幌町の良好な環境の維持に取り組むと同時に、観光客の皆さんにも必要な役割を果たしていただくことが必要です。

- ① 来訪地の地域社会の一構成員としての自覚と責任を持って、自然環境に対して**賢明な利用**⁴を行ないます。
- ② ごみの不法投棄、自然の中の動植物に対する間違った接し方、無断での立ち入りや採取など、大きな環境負荷となる行動を慎みます。
- ③ 町外からの視点を地域の環境保全へつなげるため、事業者・町などの行政へ意見・提言等を行ないます。

⁴ 賢明な利用…本来の意味は、ラムサール条約第3回締約国会議(1987年)において定義された、

「生態系の自然財産を維持しうるような方法での、人類の利益のために湿地を持続的に利用すること」

であり、湿地の持続可能な利用を意味する。

ここでは、“湿地”を“自然環境”に置き換え、「豊かで質の高い環境を維持できる方法での、住民及び観光客がその恩恵を受けるために自然環境を持続的に利用すること」と考える。

